

除雪業務実施要領

（目的）

この要領は、上田市（以下「甲」という。）が発注する除雪及び凍結防止剤散布業務（以下「除雪業務」という。）に必要な事項について定め、受託者（以下「乙」という。）が適正かつ安全に業務を履行することを目的とするものである。

1 除雪業務について

第1 除雪作業は、降雪が出動基準に達した場合、または自主判断及び監督員の指示により機械を出動させること。

出動時間は地域により異なるが、通勤通学並びにバスの通行に間に合うように除雪すること。

第2 除雪作業中は天候にかかわらず前照灯を点灯し、「除雪中」の看板を取り付けること。

第3 無登録機械は、必ず運転ナンバーを申請して取り付けること。

第4 運転者は、法令で定められた免許所有者及び車両系建設機械運転技能講習修了者に限ること。

第5 除雪機械には赤旗、発煙筒、ランプを備え付けること。

第6 助手は、除雪作業中の安全管理及び除雪機械の整備点検・給油脂・清掃作業にあたらなければならない。

第7 除雪機械を作業現場に運搬する場合は、舗装面を損傷してはならない。

第8 除雪作業の実施にあたっては、効率的な除雪に心がけると共に道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように努めること。

2 凍結防止剤散布業務について

第9 凍結防止剤散布業務は、甲からの出動命令のほか、降雪や凍結等により交通に支障がある場合に行うものとする。

第10 運転者は、法令で定められた免許所有者に限ること。

第 11 運転者は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 夜間作業であって、降雪等により視界が狭く作業が困難なときは、作業車を低速にするとともに、パトロール車を先導または後続させる等により単独作業を避けること。
- (2) 深夜又は早朝作業であって、疲労が甚だしいときは、作業を中断して休養をとるよう心掛けること。
- (3) 作業中は、第三者に対してはできるかぎり迷惑を及ぼさないよう注意すること。
- (4) 作業車及び散布機械の無理な使用は避けること。
- (5) 運転者及び助手は、作業終了後作業車の清掃、点検を行い、何時でも使用できるよう整備しておくこと。

第 12 助手は、作業中原則として作業車の助手席に位置し、作業の指示、通行車両に対する警戒指示及び誘導等を行うものとする。

第 13 乙は、凍結防止剤の在庫管理を行うとともに、各地域内における在庫調整のため、必要に応じて凍結防止剤の運搬を行うものとする。

3 作業報告及び業務完了届けについて

第 14 乙は、除雪業務を実施した場合には、その都度交通確保状況及び機種別の機械稼働時間数を監督員に報告するとともに、別に定める作業日報、写真及びタスクメーター等の記録用紙を整理し、毎月 5 日まで（3 月分は月末）に前月分の業務に関する書類を甲に提出するものとする。